商品概要説明書

教育ローン (一般型A)

(2025年4月1日現在)

商品名	教育ローン(一般型A)
ご利用いただける方	○当JAの組合員の方。
	○お借入時の年齢が満 18 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の
	方。
	│ ○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方(自営業者の方は前年)
	度税引前所得とします。)。
	 ○原則として、勤続(または営業)年数が1年以上の方。
	 ○教育施設(修業年限が6か月以上(外国の教育施設が3か月以上)の次の教
	 育施設とします。)に就学予定または就学中のご子弟のいる方。
	 a 大学、大学院(法科大学院など専門職大学院を含む)、短期大学
	b 専修学校、各種学校(予備校、デザイン学校など)
	c 高等学校、高等専門学校、中学校、小学校
	d 特別支援学校の高等部、中等部、初等部
	e その他職業能力開発校などの教育施設
	○生活の本拠が定まっている方(農業者以外の自営業者の方については、ご
	本人またはご家族の持ち家であること。)。
	○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。
	○その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	○就学されるご子弟の教育に関する全てのご資金(借入申込日から2か月以
	 内にお支払済みの資金を含む。)とし、資金使途の確認可能なものとします。
	ただし、事業資金は除きます。
	(例)
	①教育施設へ支払う入学金、授業料、学費。
	②アパートの家賃等
	□○現在、他金融機関から借入中の教育資金の借換資金。
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○据置期間を含め6か月以上15年以内とします。
	 ○据置期間は、初回ご融資日からご融資対象ご子弟の卒業予定年月の末日の
	6か月後までの範囲内とします。
	 ○ただし、他金融機関から借入中の教育資金の借換の場合、借入期間は現在
	お借入中の教育資金の残存期間内とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。
	【変動金利型】
	お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準
	金利(パーソナルプライムレート)により、年4回見直しを行い、4月1
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

	日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。
	お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(パーソナルプラ
	イムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌
	日より適用利率を変更いたします。
	【固定金利型】
	お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。
	お借入時の利率は、当JA所定の方法により見直しを行います。
	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J Aの融資窓口へお問い合
	わせください。
返済方法	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、
	毎月返済方式、年2回返済方式(専業農業者の方に限ります。)、特定月増
	額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。
	特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、1 万円単
	位です。)のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当JAが指定する保証機関(山形県農業信用基金協会)の保証をご利用い
	ただきますので、原則として保証人は不要です。
	○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。
	①一括払い
保証料	ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。
	【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料(例)】
	貸付金利 2.0%、保証料 0.50%
	お借入期間 5年 10年 15年
	保証料 10,000 05,000 00,400
	(円) 12,886 25,980 39,482
手数料	○ご融資の際、当JAに対して1,100円の事務手数料(消費税等含む。)が必
	要です。
	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合
	は、次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。
	①全額繰上返済の場合…1,100円
	②一部繰上返済の場合…1,100円
	(JAネットバンクによる一部繰上返済の場合は0円)
	○苦情処理措置
	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当
	J A本支店または金融共済部(電話:0238-46-3035)にお申し
苦情処理措置および	出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、
紛争解決措置の内容	迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情
	等を受け付けております。
	○紛争解決措置
	1

外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。

山形県弁護士会、仙台弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)

東京弁護士会紛争解決センター (電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3581-2249)

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。
- ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではあ りません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会に お問い合わせください。

○ご融資対象子弟が高校から短大または大学等に進学される場合には、乗換融資をご利用いただけます。

乗換融資とは、当JAで進学前の教育施設にかかる教育資金をご融資している場合に、進学後の教育施設における条件に応じて新規にご融資を行い、 既貸付金を全額繰上返済いただくことをいいます。

- その他
- ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所 定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いか ねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。 なお、電子契約の場合は印紙税が不要となります。また、当面の間、電子 契約サービス手数料はいただきません。
- ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお 問い合わせください。

JA山形おきたま

(注) 1 借入利率は、「変動金利型」、「固定金利型」の計2種類から選択します。